

平成 26 年度第 1 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

1 日時

平成 26 年 6 月 9 日（月） 午後 2 時から午後 4 時まで

2 場所

愛知県自治センター4階 大議室

3 出席者

(1) 専門調査員

高木専門調査員、中西専門調査員、成田専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、加藤専門調査員、緒方専門調査員、榊原専門調査員、水野専門調査員、木村専門調査員、中尾専門調査員、原瀬専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員

(以上 14 名)

(2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：陣内課長、伊藤主幹、夏目課長補佐、杉本主任主査、
多賀主任、岩田主事

尾張県民事務所環境保全課：竹村主査、河野技師

海部県民センター環境保全課：後藤技師

知多県民センター環境保全課：杉浦技師

西三河県民事務所環境保全課：大河内主査

豊田加茂環境保全課：池本技師

(以上 12 名)

4 議題

(1) 代表専門調査員等の選出について

昨年度まで代表専門調査員職務代理及び動物部門代表調査員であった河瀬専門調査員の退任に伴い、愛知県環境審議会専門調査員内規の第 4 の規定に基づいて、以下のとおり代表専門調査員職務代理、動物部門代表調査員及び動物部門代表調査員職務代理の選出を行った。

- ・代表専門調査員職務代理 高木専門調査員
- ・動物部門代表調査員 岡田専門調査員
- ・動物部門代表調査員職務代理 緒方専門調査員

なお、代表専門調査員、他の部門代表調査員及び部門代表調査員職務代理については、昨年度に引き続き、以下のとおり。

- ・代表専門調査員及び地形・地質部門代表調査員 吉田専門調査員
- ・植物部門代表調査員 高木専門調査員
- ・植物部門代表調査員職務代理 成田専門調査員
- ・地形・地質部門代表調査員職務代理 森専門調査員

- (2) 平成 26 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査について
- ・事務局から、資料について説明を行った。
 - ・専門調査員の相互調整により、調査地域、調査員及び調査日を決定した。
- (3) 自然環境保全地域の懸念事項について
- ・事務局から、自然環境保全地域の懸念事項について説明を行った。
- (4) 自然環境保全地域候補地について
- ・事務局から、自然環境保全地域候補地の調査票について説明を行った。
- (5) 研究発表
- ・高木専門調査員（植物部門）から「植物の多様性」について、研究発表がなされた。

<質疑応答>

- ・東谷山自然環境保全地域における林野火災について
[村松専門調査員] 5月の現地確認では、焼けた木の芽吹きは確認することができたか。
[協議会事務局] 多少の芽吹きは確認することができた。今後も現地確認により経過観察していきたい。
[岡田専門調査員] 水質調査は、pH の値に変化がないことが確認された場合に終了することだが、どれくらいの期間を目途にして、変化がないことと確認するのか。また、他機関の調査結果を入手した場合、協議会では報告はしてもらえるのか。
[協議会事務局] 水質調査は、前回の協議会において、「最低でも林野火災発生後 1 年は継続して調査を実施し、湿地への影響がないか把握する必要がある。」との意見があったことから、一年を目途に行う。また、他機関の調査結果を入手した場合は、その機関に了解を得た上で協議会で報告したい。
- ・青鳥山自然環境保全地域における木竹の伐採について
[村松専門調査員] 前回、現地調査を行った際に、ゴルフ場から自然環境保全地域内に転がってきたロストボールが気になった。例えば、木竹を伐採した後に、高いフェンスを設置して、ロストボールの侵入対策とすることは考えていないのか。
[協議会事務局] 今のところ、そのような話は聞いていないが、ロストボールについては、前回の現地調査でも指摘されたため、土地所有者に回収するよう伝達しており、その数も減ってきている。
[高木専門調査員] 木竹を伐採することも課題であるが、芝生をさわること、また増やすことにも課題があり、危惧の念を持つ。例えば、排水溝を設置することとなった場合、流れ込む水により地面が削られる可能性がある。他の場所では、排水溝が設置されたことにより湿地が消失してしまった事例があるほどである。また、除草剤や防虫剤を散布すれば、付近の動植物に少なからず影響があると思う。
[中尾専門調査員] 調査地域の対象範囲はどこまでか。また、木竹を伐採した後は、裸地にしておくのか。それとも、排水溝を設置する等の土地の改変行為を行うのか。

[協議会事務局] 調査地域の対象範囲は、全域を特別地区として指定している青鳥山自然環境保全地域である。また、木竹の伐採は、芝生に光を入れ生育環境を改善させることを目的として行うのであり、排水溝を設置する等の土地の改変行為について、今の段階では聞いていないが、再度土地所有者に確認する。

[岡田専門調査員] 木竹は、芝生に光が入るように上部を切るのか。それとも、根元から切るのか。また、伐採した木竹は、どのように処分するのか。現場に置いておくのか。それとも、外に持ち出すのか。

[協議会事務局] 土地所有者によると、現状では上部まで手が届かず切ることができないため、根元から切るとのことである。また、処分については、土地所有者から適正に行うと聞いているが、具体的にどのように処分するのか事前に確認する。

・自然環境保全地域候補地について

[木村専門調査員] 候補地の現地調査は、今後すべて行っていくのか。以前の調査により、候補地として相応しい地域については、既に網羅されていると思う。また、候補地から自然環境保全地域への指定については、どのように考えているのか。

[協議会事務局] 平成 19 年度の候補地の調査から 7 年が経過していることや専門調査員の交代があったことなどから、再度行うこととした。また、候補地から自然環境保全地域への指定については、土地所有者や関係機関等の調整が必要であり、今後も調整を進める。候補地については、現地調査をローテーションにより継続して行っていきたい。なお、今回の調査票については、候補地として相応しい優良な地域があれば、回答してもらいたいと考えている。

[村松専門調査員] 古戸の石灰岩洞窟については、地形・地質部門から上がった候補地だと思うが、一般的に立入が禁止されており、候補地としてはいかがなものか。

[吉田専門調査員] 古戸の石灰岩洞窟については、一般的に立入が禁止されており、全長 1000m 程度の洞窟で調査に危険が伴うことから、事務局で現地調査の実施の可否や候補地としての位置づけを検討しているとのことである。

[協議会事務局] それについては、長期間現地調査を行っていないため、事務局で現場を確認しているところである。可能であれば、今後現地調査を行ってきたい。

[村松専門調査員] 自然環境保全地域の指定は、どのような手続きで行うのか。専門の検討会議のようなものはあるのか。

[協議会事務局] 自然環境保全地域の指定の手続きについては、専門調査員の意見を基にして、土地所有者や関係機関等の調整を進めた上で、環境審議会自然環境保全部会に諮り、指定されることとなる。

[中尾専門調査員] 平成 19 年度の候補地調査により、新たに追加された地域はどこか。

[協議会事務局] 滝の水池、蒲池海岸、矢作川河口塩性湿地、古戸の石灰岩洞窟の 4 地域である。

- ・ 次回の平成 26 年度第 2 回専門調査員協議会については、動物部門の水野専門調査員が研究発表を行うこととなった。
- ・ 愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 名の専門調査員による署名が必要であるため、高木専門調査員（植物部門）及び岡田専門調査員（動物部門）を署名者として選出した。